

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十八号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表第三号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。